

平成 23 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 23 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等 <p>(2) 意匠・建築計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要求室の機能性・快適性等 ②図面表現等 <p>(3) 構造計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ①構造種別、架構形式及びスパン割り等の計画 ②スラブ及び小梁の計画 <p>(4) 設備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ①光熱費の削減のための設備計画 ②設備スペース及び設備シャフトの計画 ③地震等の災害に対する設備計画 <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ② 地上 5 階建てでないもの ③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④ 床面積の合計が「3,400 m²以上、4,000 m²以下」でないもの ⑤ 次の要求室・施設等のいずれかが所定の階に計画されていないもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>療養室 A(4 人室)、療養室 B(個室)、食堂、サービスステーション、浴室 A、談話室、汚物処理室、機能訓練室、食堂・デイルーム、厨房、浴室 B、診察室、エントランスホール、レクリエーションルーム、事務室、設備スペース、エレベーター、便所</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の区分(成績)	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：40.7%、ランクⅡ：30.5%、ランクⅢ：18.1%、ランクⅣ：10.7%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>